

# 物品売払契約書

1 契 約 名 令和8年度第3回視聴覚機器等のインターネット公有財産売却

壳却区分番号 [ ]

物 品 名 [ ]

数量 [ ]

2 履 行 場 所 埼玉県春日部市粕壁東三丁目2番15号

3 契 約 金 額 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

#### 4 契約保証金 免除

5 その他特記条件 なし

上記契約について、売払人と買受人とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

売払人 氏名 春日部市

春日部市長 岩谷 一弘

住所

買受人 氏名

## 物 品 売 払 契 約 約 款

### (総則)

第1条 売払人及び買受人は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別添の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

### (代金の納付)

第2条 買受人は、売払代金を売払人の発行する納入告知書に定める納付期限内に、売払人に納付するものとする。

### (所有権の移転)

第3条 売払物品は、現状有姿のままとし、その所有権は、買受人が代金を納付したとき売払人より買受人に移るものとする。

### (売払物品の引渡等)

第4条 買受人は、売払物品を引取ろうとするときは、あらかじめ、売払人にその旨を通知しなければならない。

2 売払物品の引渡は、買受人が売払人に売払代金領収証書を提示の上、売払物品の受領書と引替えに、当該売払物品の所在する場所において行うものとし、買受人は売払人の立会を得てこれをすみやかに引取る義務を負うものとする。

3 売払物品の引取に要する計量、運搬、器具その他一切の費用は、買受人の負担とする。

4 買受人は、売払物品の引き渡し後、売払人が指定する売払物品に関し、春日部市に関連する表示・文字・数字・マーク等の記載を除去したことの確認ができる写真等を売払人が指定する期限までに提出しなければならない。

5 買受人が引取期限までに売払物品の引取を完了しないときは、売払人が特に承認した場合を除き、売払人の都合により売払人が残存物件を処分することがあっても買受人は異議の申立ができない。

6 前項の場合においては、買受人は残存物件相当額の返還、その他いかなる請求もできない。

### (権利義務の譲渡等)

第5条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、売払人の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

### (危険負担)

第6条 物品の所有権が、売払人から買受人に移転した時から売払物品の引渡しの時までにおいて、売払人の責に帰すことができない理由により当該売払物品が滅失又は毀損した場合の損害は、すべて買受人が負担するものとする。

### (契約不適合責任)

第7条 買受人は、契約締結後に売払物品に、種類・品質又は数量に関し、本契約の内容に適合しない状

態があることを発見しても、履行の追完の請求、契約金額の減免、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができない。

#### （一般的損害）

第8条 契約の履行について生じた損害は、買受人の負担とする。ただし、その損害のうち売払人の責めに帰すべき事由により生じたものについては、売払人がこれを負担する。

#### （引取期限の延長）

第9条 買受人は、天災その他の不可抗力、又はその他買受人の責めに帰すことができない理由により引取期限までに売払物品の引取を完了することができないときは、売払人に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、売払人と買受人とが協議して書面により定める。

#### （履行遅滞の場合における損害金等）

第10条 買受人の責めに帰する事由により、頭書の引取期限内に当該物品の引取を完了しないときは、売払人は、買受人からの書面による申し出により、遅滞金を徴収することを条件に引取期限の延長を承認することができる。

2 前項に規定する遅滞金の額は、遅延日数に応じ、契約締結の日における遅延利息の率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する遅延利息の率をいう。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。ただし損害金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しないものとする。

3 前項に規定する遅滞金及び第9条第2項による違約金の納付は、売払人が発行する納入告知書により指定された期日までに納付しなければならない。

#### （売払人の任意解除権）

第11条 売払人は、売払物品の引渡しが完了するまでの間は、次条又は第13条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 売払人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、買受人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （売払人の催告による解除権）

第12条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）第2条の売払代金を納付しないとき。

（2）正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

（3）その責めに帰すべき事由により、履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の全部を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(売払人の催告によらない解除権)

第13条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の売払物品を引き取ることができないことが明らかであるとき。
- (3) この契約の売払物品の引取りを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 売払物品の性質又は買受人の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約によって生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
- (8) 第15条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 買受人が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
  - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 前2条に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、売払人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(買受人の催告による解除権)

第15条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 16 条 前条に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 17 条 買受人は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく売払人に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 買受人は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

3 売払人及び買受人は、暴力団等からの不当な介入により、この契約の売払物品の引取りに遅れが生じるおそれがあると認められる場合は、買受人が前 2 項の規定により報告又は通報を行ったと認められる場合に限り、双方で協議し、売払物品の引取り期限の延長等の措置をとるものとする。

(解除に伴う措置)

第 18 条 売払人は、第 11 条から 13 条まで又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合において、引渡し完了する前の売払物品があるときは、第 2 条の規定により受領している契約代金について精算を行うものとする。

2 売払人は、売払物品の引取りが完了した後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、双方が民法の規定に従って協議して決めるものとする。

(売払人の損害賠償請求等)

第 19 条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 納入期限までに、契約代金の支払いが行われなかったとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害の賠償に代えて、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 12 条又は第 13 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するものとみなす。

(1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第 20 条 買受人が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、買受人は、売払人の請求に基づき、契約額の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人に独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、買受人(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 買受人が前項の違約金を売払人の指定する期間内に支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、契約締結の日における遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。

(買受人の損害賠償請求等)

第 21 条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 15 条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約外の事項)

第 22 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて売払人と買受人とが協議して定める。